

介護保険法が変わります

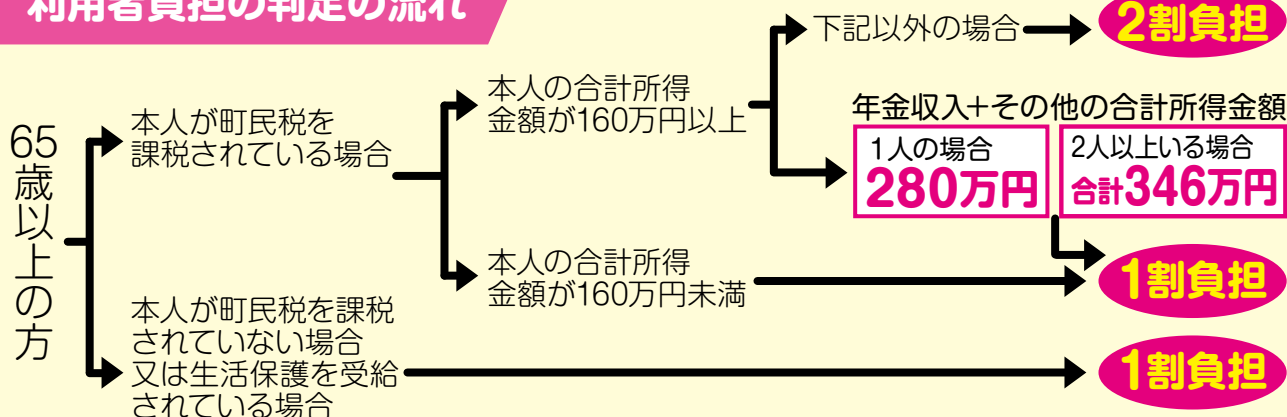
平成27年8月改正分

本年8月からの制度改正により「一定以上の所得のある方の利用者負担割合」「高額サービス費の負担限度額」「食費・部屋代の負担軽減」「特別養護老人ホームの相部屋代の負担」の見直しが行われます。

一定以上の所得がある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただいています。この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくことになります。

利用者負担の判定の流れ



月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。

1か月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担上限は37,200円です。

ただし、本年8月より、特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が月額37,200円から月額44,400円に引き上げられます。

引き上げの対象となるのは、同一世帯内で課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合に対象となります。

ただし、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合、その方の収入が383万円未満、同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合、それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合には、その旨を町にあらかじめ申請することで37,200円になります。

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯) 新設
世帯内のどなたかが町民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(世帯)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

- 介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ



(参考)利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	対象者	居住費（滞在費）の限度額（日額）			食費の 限度額 （日額）
		ユニット型 個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で世帯 全員が住民税非課税 ・ 生活保護の受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・ 世帯全員が住民税非課税で 前年度の合計所得金額と公 的年金収入額の合計が80万 円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	・ 世帯全員が住民税非課税で 第2段階以外の方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内は特養等の金額

特養の相部屋(多床室)利用に「室料相当」の負担が必要になります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者を含む）の内、町民税課税世帯の方等について、本年8月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなりました。

これまで、相部屋（多床室）の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていたましたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋(多床室)の場合についても、部屋代の全体を入所者の方などの自己負担とすることを原則とするものです。

また、食費・部屋代の負担軽減を受けていない方の相部屋（多床室）の居住費の基準となる額(基準費用額)については、1日当たり370円（平成27年4月時点）から840円へと変更となります。

問合せ／介護保険担当（内線1315・1316）



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定を調印

災害が発生した場合に、町内の社会福祉施設等が協力し、迅速かつ円滑に施設間の支援が実施できるよう7月8日相互支援協定を締結しました。

これにより、「社会福祉法人べつかい柏の実会」「別海厚生企業組合」「株式会社育成」の3事業所と、町が運営する「町立別海病院」「老人保健施設すこやか」では、災害時における入所者の避難受入れや生活物資の提供、支援職員の派遣など、官民一体となって被災施設の救援にあたります。

問合せ／高齢者福祉担当（内線1317）

いきいき元気あっぷ健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
8月	6日(木)	11日(火)	18日(火)
9月	10日(木)	8日(火)	15日(火)

【受付は9:45から、運動教室は10:00から開始します】

※会場の都合や天候により予定を変更する場合があります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。

参加費無料

※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。



地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ／TEL79-5500（直通） 別海町役場 1階福祉部内

障害福祉サービスを受けられる 難病患者の対象疾病拡大について

難病疾患で日常生活に不自由を抱えている方の障害福祉サービスの対象が332疾病に拡大されましたのでお知らせします。

なお、新たに対象となった疾病は、町ホームページ、又は下記担当にて確認をお願いします。

■対象となる方 障害者手帳をお持ちでなくても、サービスが必要と認められた方。

■手続き等 対象疾病に罹患していることのわかる証明書（診断書などの写し）を持参し、福祉課窓口にて申請してください。認定調査等を行い、支給決定された後、必要と認められたサービスが利用できます。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310～1312）

ファミリー・サポート・センターのご案内

ファミリー・サポート・センターとは、子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（協力会員）の双方が会員登録し、子育てをサポートする組織です。

町では事業実施に向け準備を進めているところですが、実施にあたっては子育て支援をしてくださる多くの方のご協力が必要なことから、概要について先にご案内します。会員募集については、準備が整いしだい追ってお知らせします。



- 利用会員
 - ・町内在住または町内に通勤している方で、生後3ヶ月以上の乳幼児を育児している方
- 協力会員
 - ・健康で積極的に活動できる20歳以上の方
 - ※協力会員は、登録後に子育てに関する知識を学ぶための研修会に参加していただきます。
 - 詳細については追ってお知らせします。
- その他
 - ・利用会員と協力会員を兼ねることもできます。（両方会員）
- 活動の内容
 - ・保育園、幼稚園、小学校等（以下「保育園等」という）の開始時間前、又は終了時間後に子どもを預かること
 - ・保育園等の送迎を行うこと
 - ・子どもが軽度の病気の場合等に子どもを預かること
 - ・その他、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

「別海町戦没者追悼式」 の実施について



さきの大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、別海

町戦没者追悼式を執り行います。

一般参列を希望される方は8月10日(月)までに下記までご連絡ください。

■日時 平成27年8月15日(土)
午前10時30分から11時30分

■場所 別海町中央公民館
問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

障がいのある方への 虐待についてご相談ください。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや障がいのある方を養護する人に対して支援措置を講じることなどが定められています。

障がいのある方への虐待や、その疑いがある場合は、下記窓口へご連絡・ご相談ください。

※虐待の届出・通報した方の個人情報を守られます。

通報・届出先／社会・障がい福祉担当
（内線1310～1312）

スポーツ合宿受入への 協力と応援について

商工業発展のため、実業団や大学などの選手を積極的に誘致しています。

この趣旨にご理解いただき、沿道を走っている選手には、暖かい声をかけていただくとともに、車の運転に関してもご配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ／商工・労働担当（内線1621）内、別海町スポーツ合宿受入協議会事務局

町とスポーツ合宿受入協議会では、夏季の恵まれた環境を生かし、スポーツの振興と



国内最大級のバイオガス発電施設が完成



三井造船株式会社、別海町、JA中春別、JA道東あさひの4者が出資し設立した「別海バイオガス発電株式会社」によるバイオガス発電施設が、7月から本格稼働を開始しました。

家畜排せつ物を原料とした発電施設として国内最大級の規模となる施設は、一般にも公開されており、環境学習・施設見学としてもご利用ください。

■見学申込／別海バイオガス発電株式会社（Tel.0153-79-5552）

問合せ／農業施設担当（内線1415）

防火思想の普及を目指して 女性消防団員が幼稚園・保育園を訪問

別海消防団女性消防団では、防火のための広報活動を行っています。

平成16年から始まったこの活動では、町内の幼稚園や保育園を訪問し、防火紙芝居や正しい花火の使い方をテーマにした人形劇等を行っています。

今年度は、本別海・中春別・上春別へき地保育園、野付幼稚園の4園で行われ、園児たちは「火遊びは絶対にしません」と約束して、楽しみながら学んでいました。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200



農業者年金基金理事長表彰3部門で 全国第1位を受賞!



左から臼井委員、小杉委員、小野会長、橋本委員

別海町農業委員会は、平成26年度農業者年金新規加入者部門、女性新規加入者部門、新規加入者（39歳以下）部門でそれぞれ全国第1位に輝き、また、加入推進活動にあたり特に模範になると認められたことから全国総合第1位として特別賞を受賞しました。

6月22日に行われた北海道農業者年金協議会総会（札幌市）において、小野会長が表彰状と記念品を授与されました。

**農業者年金については、農業委員会または
お近くのJAへお問合せください。**

問合せ／総務担当（内線1812）